

静岡県公安委員会規則第4号

自動車及び原動機付自転車の運転免許等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月2日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

自動車及び原動機付自転車の運転免許等に関する規則の一部を改正する規則

自動車及び原動機付自転車の運転免許等に関する規則（昭和40年静岡県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

様式第12号を次のように改める。

様式第12号 (第13条関係)

緊急自動車運転資格審査申請書				
年 月 日				
公安委員会 殿				
氏 名 ・ 生 年 月 日		年 月 日生		
住 所				
審査に係る緊急自動車の種類				
現に受けている免許	免 許 証 番 号		第 号	
	交 付 公 安 委 員 会 名		公安委員会	
	交 付 年 月 日		年 月 日	
	有 効 期 限		年 月 日	
	免許年月日	第1種免許	二・小・原	年 月 日
			そ の 他	年 月 日
		第 二 種 免 許		年 月 日
	免許の種類 (簡略に記入すること。)			
免 許 の 条 件				
緊急自動車の使用者	所 在 地			
	職 名			
	氏 名			

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第24号を次のように改める。

様式第24号（第39条の2関係）

(表面)
運転経歴証明書再交付申請書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

※ 太枠内を記載してください。

フリガナ	氏	名	生年	1	2	3	4	年	月	日
氏	名		月 日	明 治	大 正	昭 和	平 成			
住 所	郵便番号 - 静岡県 電話番号 () -									

※ 現に受けている運転経歴証明書に記載されている事項に変更がある場合は次に記載してください。

現運 に転 受経 け歴 て証 い明 る書	氏 名		申請用写真 貼 付
	生 年 月 日		
	住 所		

資料区分	㊿ B9	県 内										県 外 転 入					
		生変		住変		氏変		住氏変		住変	住氏変						
		5 0		5 1		5 2		5 3		A 1	A 3						
現 有 経 歴 証 明 状 況	免許証番号											再交付年月日					
	免許証種別	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	け 引 二	
	交付年月日	年 月 日				照会番号								登録年月日			
証紙貼付欄																	
区分	1 : 優良 2 : 一般 3 : 違反				身分確認方法		住民票・保険証 本人申立 その他 ()				確認者印						

(注) 様式の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(裏面)

運転経歴証明書 (亡失・滅失) てん末書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

亡失・滅失
年 月 日 時

年 月 日 午(前後) 時 分 から
年 月 日 午(前後) 時 分 までの間

亡失・滅失の
場所 (区間等)

亡失・滅失
運転経歴証明書

交付公安委員会

公安委員会

交付年月日

年 月 日

亡失・滅失
の 状 況

亡失・滅失の
届出の状況

届出の有無 届出年月日 年 月 日 届出先

過去1年以内の
再交付回数

0回 1回 2回 3回以上

私は、亡失した運転経歴証明書を発見したときは、速やかに返納することを誓います。

氏 名

様式第27号を次のように改める。

様式第27号（第42条関係）

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

届出医師

住 所

医療機関名

氏 名

届 出 書

道路交通法第101条の6第1項の規定により届け出ます。

患 者	住 所		
	フリガナ		男 ・ 女
	氏 名		
	生年月日	年 月 日生	(歳)
病 名			
症 状			
参 考 事 項			

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第30号を次のように改める。

様式第30号（第43条関係）

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

要求医師

住 所

医療機関名

氏 名

確 認 要 求 書

道路交通法第101条の6第2項の規定により確認を求めます。

患 者	住 所		
	フリガナ		男 ・ 女
	氏 名		
	生年月日	年 月 日生	(歳)

(回答書送付先)

医 療 機 関 名	
所 在 地	〒 —
電 話 番 号	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の自動車及び原動機付自転車の運転免許等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の様式により提出されている申請書等は、改正後の自動車及び原動機付自転車の運転免許等に関する規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。